

基発第0930006号  
平成17年9月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)

「労働基準法関係解釈例規について」の一部改正について

平成16年5月12日に労働審判法（平成16年法律第45号）が、平成16年5月28日に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）がそれぞれ公布されたところであるが、今般、「労働基準法関係解釈例規について」（昭和63年3月14日基発第150号・婦発第47号）を下記のとおり改めることとするので、了知の上、取扱いに遺憾なきを期されたい。

なお、下記の改正は、「労働審判員」については本年10月1日より、「裁判員」については裁判員法附則第1条により公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定めることとされている施行の日より適用するものとする。

記

昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法関係解釈例規について」第7条関係<公の職務>中、「検察審査員」の次に「労働審判員、裁判員」を加える。

新旧対照条文

- 昭和63年3月14日付け基発第150号・婦発第47号「労働基準法解釈例規について」第7条関係（抄）

改正後	改正前
<p>&lt;公の職務&gt; 本条の「公の職務」とは、法令に根拠を有するものに限られるが、法令に基づく公の職務のすべてをいうものではなく、①国又は地方公共団体の公務に民意を反映してその適正を図る職務、例えば、衆議院議員その他の議員、労働委員会の委員、陪審員、検察審査員、労働審判員、裁判員、法令に基づいて設置される審議会の委員等の職務（以下略）</p>	<p>&lt;公の職務&gt; 本条の「公の職務」とは、法令に根拠を有するものに限られるが、法令に基づく公の職務のすべてをいうものではなく、①国又は地方公共団体の公務に民意を反映してその適正を図る職務、例えば、衆議院議員その他の議員、労働委員会の委員、陪審員、検察審査員、法令に基づいて設置される審議会の委員等の職務（以下略）</p>